



発行 東京都

目次

106

規則

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（総務局人事部職員支援課）…一
 - 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（総務局人事部制度企画課）…一
 - 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則…二
 - 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…三
 - 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則…四
 - 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…四
- 訓令
- 職員の仕事時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正
（総務局人事部職員支援課）…七

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十八号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一の年において五日の範囲内（その年の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員」に改め、「三十一時間未満の者」の下に「及び条例第三条第二項に規定する職員」を、「年次有給休暇は、」の下に「半日又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第十一条第五項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に、「第三項第四号」を「第四項第四号」に改める。

第二十二條の三第一項中「（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）」を削る。附則第三条ただし書を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十二條の三第一項の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十九号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「百四十万円」を「百三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(扶養手当に係る特例措置)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「条例」という。)

附則第八項に規定する人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合は、施行日の前日(以下「基準日」という。)

「特定扶養親族」という。の収入の合計額(この規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)

2 前項の場合において、任命権者は、改正後の規則第五条第二項第一号の規定にかかわらず、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

第三条 条例附則第八項に規定する人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

- 一 前条第二項の規定により扶養親族の認定を受けた者(以下「認定扶養親族」という。)

2 認定扶養親族である子が、基準日において条例第十条第四項に規定する特定期間にある子でない場合であつて、当該子が施行日以後に同項に規定する特定期間にある子となるときは、前項第一号の算定に当たっては、条例第十条第四項の規定を適用しな

い。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三百十号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第一号中「であつて条例別表第六の二イの部四級の項に規定する課長の職務若しくは管理官の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの」を削り、同項第二号中「八級である職員又は職務の級が七級」を「八級又は七級」に改め、「であつて条例別表第六の二ハの部七級の項に規定する管理官の職務若しくは課長の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの」を削り、同項第三号中「職務の級が三級である職員(次項第三号に掲げる職員を除く。)

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改める。

第六条の四第一項を削り、同条第二項を同条とする。

行政職給料表(一)

職務の級が五級である職員	百分の二十
職務の級が四級である職員	百分の十五
職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都訓令第十号)、東京都教育庁等統	百分の十

医療職給料表(一)		公安職給料表					行政職給料表(二)											
職務の級が三級である職員	百分の二十	職務の級が八級又は七級である職員	百分の十五	職務の級が六級である職員	百分の十	職務の級が五級である職員	百分の六	職務の級が四級又は三級である職員	百分の三	職務の級が二級である職員	百分の三	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六	職務の級が二級である職員	百分の三	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六	括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号)、東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都選挙管理委員会訓令第三号)、東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都人事委員会訓令第一号)、東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都議会議会議長訓令第九号)により統括課長代理に認定された職員、警視庁警察行政職員指定係長職任用規程(平成二十七年警視庁訓令甲第八号)に規定する指定係長に任用された職員又は東京消防庁の指定課長、課長補佐及び副主任の任命に関する規程(平成二十五年東京消防庁訓令第二十号)に規定する課長補佐に任命された職員(以下「統括課長代理等」という。)

医療職給料表(二)		医療職給料表(三)	
職務の級が二級である職員	百分の十五	職務の級が四級である職員	百分の十五
職務の級が一級である職員であつて知事が別に定めるもの	百分の六	職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理等	百分の十
職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六	職務の級が二級である職員	百分の三
職務の級が四級である職員	百分の十五	職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理等	百分の十
職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六	職務の級が二級である職員	百分の三
職務の級が二級である職員	百分の三	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
職務の級が三級である職員	百分の六	職務の級が二級である職員	百分の三

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十一号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の八千三百六十」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万八百六十七」を「一万分の一万二千四百四十三」に改め、同項第二号中

「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第四号中「一万分の八千十」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万四千」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第五号中「一万分の八千百」を「一万分の九千」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第六号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の五千百十七・五」に、「一万分の八千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第七号中「一万分の三千七百八十二・五」を「一万分の四千二百二十七・五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第八号中「一万分の三千八百二十五」を「一万分の四千二百七十五」に改める。

第六条の二中「第六条の四第一項中「条例第二十一条第四項第一号」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項第一号」と、同条第二項を「第六条の四」に改める。

別表第一行政職給料表(一)の項から公安職給料表の項までを次のように改める。

行政職給料表(一)	職務の級が三級である職員
行政職給料表(二)	職務の級が四級又は三級である職員
公安職給料表	職務の級が六級又は五級である職員

別表第一医療職給料表(二)の項及び医療職給料表(三)の項を次のように改める。

医療職給料表(二)	職務の級が三級である職員
医療職給料表(三)	職務の級が三級である職員

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の二及び別表第一の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百二十二号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則(昭和三十九年東京都規則第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三級以上の者(第三号に掲げる職員を除く。)」を「三級の者」に改める。

附 則

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前にこの規則による改正前の農林漁業普及指導手当に関する規則の規定により支給することとなった農林漁業普及指導手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百三十三号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十一年東京都規則第一百十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の五中「又はへ」を「、へ又はト」に改める。

第七条の七第一項第二号中「又は同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。)」を削る。

別表への表中「平成二十八年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の調整額期間における職員の区分についての表」に改め、同表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「から平成三十年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項第二号中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表第二号区分の項第一号から第五号までの規定中「以

後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項第八号中「以後適用されている」を「から平成三十年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項第九号中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表第三号区分の項から指定第七号区分の項までの規定中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

ト 平成三十年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区分

- 一 平成三十年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例（以下「平成三十年四月以後の給与条例」という。）の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であったもの
- 二 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であったもの
- 三 特定任期付職員給料表の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第四号第三項の適用を受けていた者
- 四 第一号任期付職員給料表の五号給若しくは六号給の給料月額を受けていた者又は東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例第七号第四項の適用を受けていた者
- 五 警察法第六十二条に定める警視又は警部であつて別に定めるもの
- 六 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防司監、消防正監、消防監又は消防司令長であつたもの

第二号区分

- 一 平成三十年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの
- 二 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの
- 三 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの
- 四 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの
- 五 特定任期付職員給料表の四号給以下の給料月額を受けていた者
- 六 第一号任期付職員給料表の四号給以下の給料月額を受けていた者
- 七 平成三十年四月一日以後適用されている学校職員の給与に関する条例（以下「平成三十年四月以後の学校職員給与条

第三号区分

- 例」という。）の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が六級であつたもの
- 八 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの
- 九 警察法第六十二条に定める警部であつたもの（第一号区分の項第五号に該当するものを除く。）
- 十 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防司令であつたもの

- 一 平成三十年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたものうち、統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都訓令第十号）、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号）、東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都選挙管理委員会訓令第三号）、東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都人事委員会訓令第一号）、東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都監査委員会訓令第三号）若しくは東京都議会事務局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員会訓令第九号）により統括課長代理に認定されたもの、警視庁警察行政職員指定係長任用規程（平成二十七年警視庁訓令甲第八号）に規定する指定係長に任用されたもの又は東京消防庁の指定課長、課長補佐及び副主任の任命に関する規程（平成二十五年東京消防庁訓令第二十号）に規定する課長補佐に任命されたもの（以下「統括課長代理等」という。）
- 二 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたものうち、統括課長代理等
- 三 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたものうち、統括課長代理等
- 四 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつたもの
- 五 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたものうち、統括課長代理等
- 六 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表

第五号区分	<p>第四号区分</p> <p>一 平成三十年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたものうち、統括課長代理等</p> <p>二 平成三十年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第一号に該当するものを除く。)</p> <p>三 平成三十年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級又は三級であつたもの</p> <p>四 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつて別に定めるもの</p> <p>五 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>六 平成三十年四月以後の給与条例の技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第三号に該当するものを除く。)</p> <p>七 第二号任期付研究員給料表の三号給又は二号給の給料月額を受けていた者</p> <p>八 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>九 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第五号に該当するものを除く。)</p> <p>十 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつて別に定めるもの</p> <p>十一 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第六号に該当するものを除く。)</p> <p>十二 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>十三 警察法第六十二条に定める警部補であつたもの</p> <p>十四 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防司令補であつたもの</p> <p>一 平成三十年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を</p>
第六号区分	<p>二 平成三十年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>三 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>四 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>五 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>六 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>七 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>八 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>九 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>十 警察法第六十二条に定める巡査部長であつたもの</p> <p>十一 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防士長であつたもの</p> <p>一 平成三十年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>二 平成三十年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>三 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>四 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>五 平成三十年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>六 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>七 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p>

指定一号区分	八 平成三十年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの 九 警察法第六十二条に定める巡査であつたもの 十 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防副士長又は消防士であつたもの
指定二号区分	平成三十年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定三号区分	平成三十年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定四号区分	平成三十年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定五号区分	平成三十年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定六号区分	平成三十年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定七号区分	平成三十年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者

別記第十七号様式中

受講する職業施設の名称	所在地
	名称

を

受講する職業施設の名称	所在地
	名称

に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七条の七第一項第二号の改正規定及び別記第十七号様式の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第十七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令

●東京都訓令第二十二号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所
取用委員会事務局
労働委員会事務局

職員勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

第一条の二の次に次の一条を加える。
(任命権者が定める職場)

第一条の三 条例第三条第二項に規定する任命権者が定める職場は、本庁職場(東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号。以下「組織規程」という。))第八條第一項に定める本庁の局の分課、組織規程第三十一条に定める本庁行政機関のうちその所在地が新宿区西新宿二丁目八番一号にある機関、労働委員会事務局及び収用委員会事務局に属する職員の勤務する場所をいう。以下同じ。)のうち、総務局長が別に定める職場とする。

第二条第一項中「(総務局長が別に定める職員を除く。次項において同じ。)」を削り、「別表」を「別表第一」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 条例第三条第二項に規定するフレックスタイム制勤務職員の正規の勤務時間の割り振り及び休憩時間は、別表第二に定めるところによる。

第二条の二中「東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号。以下「組織規程」という。)」を「組織規程」に改める。

別表一の項中「(組織規程第八條第一項に定める本庁の局の分課、組織規程第三十一条に定める本庁行政機関のうちその所在地が新宿区西新宿二丁目八番一号にある機関、労働委員会事務局及び収用委員会事務局に属する職員の勤務する場所をいう。以下この表において同じ。)」を削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第二(第二条関係)

正規の勤務時間の割振り		休憩時間
始業の時刻	終業の時刻	
午前七時	午後三時四十五分	正午から午後一時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各
午前七時三十分	午後四時十五分	
午前八時	午後四時四十五分	
午前八時三十分	午後五時十五分	
午前九時	午後五時四十五分	
午前九時三十分	午後六時十五分	

午前十時	午後六時四十五分 午後七時十五分 午後七時四十五分	職員について指定し、また、総務局長が別に定める職員については、命令権者は、午前休憩型又は午後休憩型のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前十一時	午後一時から午後二時まで	

備考 条例第四条第一項ただし書の規定(フレックスタイム制勤務職員に係る部分に限る。)を適用する場合における終業の時刻については、午後四時、午後四時三十分、午後五時、午後五時三十分、午後六時、午後六時三十分、午後七時、午後七時三十分又は午後八時とする。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 定 価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001